

神奈川県議会ハラスメント防止研修の実施等について

1 趣旨

令和3年6月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第67号）では、国及び地方公共団体は、ハラスメントの発生の防止を図るとともに、研修の実施等の施策を講ずるものとされました（新第9条）。
（参考資料1）

これを踏まえ、内閣府（男女共同参画局）において、政治分野におけるハラスメント防止研修教材（動画）が作成・公表されました。
（参考資料2）

また、全国都道府県議会議長会において、都道府県議会議員を対象に、オンラインでの「ハラスメント防止研修会」を開催することとなりました。

（参考資料3）

そこで、本県議会としても、政治分野における男女共同参画の推進に向けた取組を進めるため、内閣府の研修教材（動画）及び全国都道府県議会議長会による「ハラスメント研修会」を活用して、次のとおり研修を実施するものとします。

2 神奈川県議会ハラスメント防止研修について

全国都道府県議会議長会が開催する「ハラスメント防止研修会」では、内閣府の研修教材（動画）を事前に視聴することを求めている（参考資料3「4. 留意事項」参照）ため、次のとおり、「神奈川県議会ハラスメント防止研修」として、内閣府の研修教材（動画）の視聴を行います。

(1) 日 時 令和4年8月31日（水）議会運営委員会終了後
（午前11時00分～午前11時45分予定）

(2) 場 所 本庁舎3階 大会議場

(3) 研修内容 内閣府「政治分野におけるハラスメント防止研修教材（動画）」
（約35分）の視聴

(4) 参加申込み

参加を希望される議員は、8月12日（金）までに、参加申込書（別紙）に氏名等を記入の上、各会派控室職員又は議会局総務課にお申し込みください。

※積極的な参加をお願いいたします。

3 全国都道府県議会議長会主催「ハラスメント防止研修会」について

令和4年9月8日（木）に都道府県議会議員等を対象にオンラインで開催されます。この研修会は、議会におけるハラスメントについて、内閣府の研修教材（動画）を織り交ぜながら、問題と防止について学ぶものとなっています。

通信環境の確認等のため、当日の受講者について事前に報告を求められていますので、受講を希望される方は、参加申込書（別紙）に氏名等をご記入の上、8月12日（金）までに、各会派控室職員又は議会局総務課にお申し込みください。当日の接続方法や接続URLについては、全国都道府県議会議長会から連絡があり次第、追ってご連絡します。

なお、この研修では内閣府の研修教材（動画）や講師に対する事前アンケートを行っています。回答は任意ですが、講師に質問等がある場合は、8月25日（木）までに次のホームページからご回答をお願いいたします。

<https://sites.google.com/pref.gichokai.gr.jp/harassment/>



（二次元コードはこちら）